

◎新潟県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があった。

令和8年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
アースサポート上越	上越市とよば127番	令和8年2月1日